不正改造は犯罪です!!

不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造を実施した者
6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

STOP!
THE不正改造

基準不適合マフラーの装着
消音器の取り外し

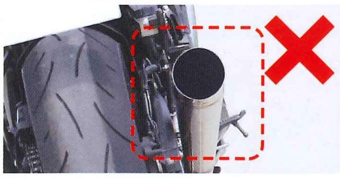

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し

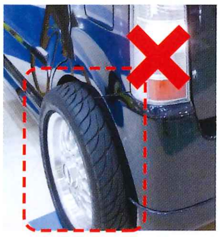

不正改造車を排除する運動

推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会　後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省　協力／独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

www.tenken-seibi.com

このような改造は
不正改造です!!

❶ 基準不適合マフラーの装着／消音器の取り外し

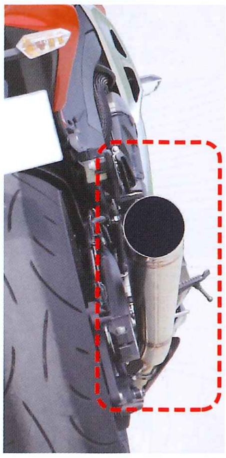

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。

❷ タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

❸ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け

（貼付状態で可視光線透過率70％未満）

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

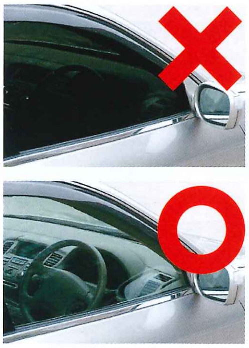

❹ 基準外ウイングの取付け

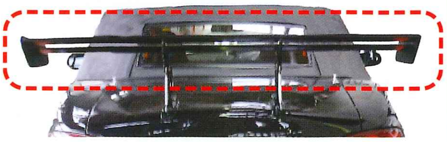

車体からはみ出したウィングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

❺ 灯火類の灯光の色を変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

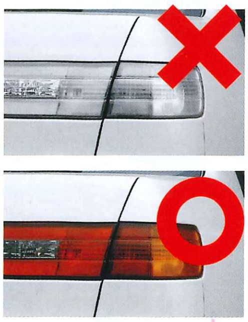

※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

❻ A. 荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 大型後部反射器の取外し

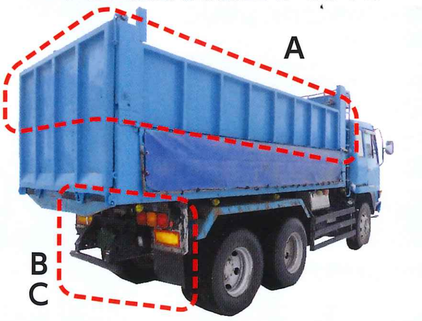

❼ 前面ガラス等への装飾板の装着

❽ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取外し

❾ ディーゼル自動車が排出する黒煙

このような不正改造車を見かけたら、**登録ナンバー**、**不正改造の内容**等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車連絡先

北海道運輸局	011-290-2752	中部運輸局[不正改造]	052-952-8042	四国運輸局	087-802-6783
東北運輸局	022-791-7534	中部運輸局[黒煙]	052-952-8044	九州運輸局	092-472-2537
北陸信越運輸局	025-285-9155	近畿運輸局	06-6949-6453	沖縄総合事務局	098-866-1837
関東運輸局	045-211-7254	中国運輸局	082-228-9142		

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3携帯、スマートフォンの方はコチラから→